

## 資料1-4

### 認知症対策部会に関する規程

#### (趣旨)

第1条 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱第6条第1項の規定に基づき、関係機関に意見を求めるために認知症対策部会（以下「部会」という。）を設ける。

#### (協議事項)

第2条 部会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 認知症の普及啓発に関する事項
- (2) 認知症予防に関する事項
- (3) 認知症ケアの向上に関する事項
- (4) 多職種連携に関する事項
- (5) 生駒市認知症初期集中支援チームに関する事項

#### (部会長等)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は部会員の互選により定め、副部会長は部会長が指名する部会員を持って充てる。
- 3 部会は部会長が招集する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査、検討の結果を協議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときには、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 部会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

- 2 部会における会議の内容は、地域包括ケア推進課において記録し、文書化する。

#### (施行の細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、参加者に意見を求めた上で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(認知症対策部会の設置及び運営に関する規程の廃止)
- 2 認知症対策部会の設置及び運営に関する規程（平成28年6月1日施行）は、廃止する。

**部会構成員**

生駒市医師会  
生駒市内病院  
生駒市歯科医師会  
生駒地区薬剤師会  
訪問看護ステーション  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
訪問介護事業所  
郡山保健所  
その他市長が必要と認める者

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会

令和7年度 認知症対策部会員名簿

(敬称略。順不同)

氏名	役職等	関係機関名
山上 正仁	一般社団法人生駒市医師会	生駒市医師会
太田 亜裕美	近畿大学奈良病院 患者支援センター	生駒市内病院
徐 典代	医療法人和幸会阪奈中央病院 リハビリ科 作業療法士副技師長	生駒市内病院
川田 和弘	医療法人社団松下会白庭病院 副院長	生駒市内病院
佐々木 昇	生駒市歯科医師会 会長	生駒市歯科医師会
古田 佳子	アール薬局生駒駅前南店	生駒地区薬剤師会
尾山 章子	スマイルさくらリハビリ訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
大谷 繭子	生駒市メディカル南地域包括支援センター	地域包括支援センター
中田 エミ子	社会福祉法人 宝山寺事業団 居宅介護支援センター延寿 主任介護支援専門員	居宅介護支援事業所
高原 彩子	(福) 生駒市社会福祉協議会	訪問介護事業所
山中 康代	奈良県郡山保健所 健康増進課長	郡山保健所
竹田 幸代	グループホームさくら 施設長	その他市長が必要と認める者
笹本 奏	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	その他市長が必要と認める者